

(表)

市営住宅連帯保証人変更申請書

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

住 宅 名 _____ 住 宅 号 棟 号 室
入居者氏名 _____ ㊟

連帯保証人を変更したいので、小矢部市営住宅条例施行規則第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

変更前

連帯保証人	氏 名	
	住 所	
	変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 連帯保証人が死亡したため <input type="checkbox"/> 連帯保証人が要件を備えなくなったため <input type="checkbox"/> 極度額に至るまで責任を負ったため <input type="checkbox"/> その他 ()

変更後

私は、入居者と連帯して家賃その他一切の債務及び義務について連帯の責めを負います。

連帯保証人	フリガナ名 (実印)	入居者との関係	
	住 所	〒 _____ (電話番号 - -)		
	勤 務 先	名称 〒 _____ (電話番号 - -)		
	極 度 額			

- (注) 1 連帯保証人は、独立の生計を営む者としてください。なるべく市内に居住する者としてください。
2 連帯保証人の印は実印とし、印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)及び収入を証する書類を添付してください。
3 裏面に記載してある入居者及び連帯保証人の義務について、必ず目を通し確認してください。

(裏)

入居者及び連帯保証人の義務等の主なもの

- 1 次のことを行うときは、事前に市長の承認を受けること。
 - (1) 同居を承認された親族以外の者を同居させようとするとき。
 - (2) 入居者(名義人)が死亡又は退去した後、同居していた者が引き続き市営住宅(以下「住宅」という。)に住もうとするとき。
 - (3) 住宅以外の用途との併用をしようとするとき。
 - (4) 住宅の様様替え又は増築をしようとするとき。
- 2 次の事由が生じたときは、市長に届け出ること。
 - (1) 住宅に入居を完了したとき。
 - (2) 入居者又は同居者が氏名を変更したとき。
 - (3) 入居者又は同居者に出産、死亡又は転出の異動があったとき。
 - (4) 連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
 - (5) 連帯保証人を変更するとき又は変更を要する事由があったとき。
 - (6) 住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 3 次のことを守ること。
 - (1) 入居可能日から15日以内に住宅の使用を開始すること。
 - (2) 同居を承認された親族以外の者を、入居させないこと。
 - (3) 家賃は、毎月末日(12月は25日)までに必ずその月分を支払い、滞納しないこと。
 - (4) 住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態に維持すること。
 - (5) 入居者の責めに帰すべき事由により住宅又は共同施設を滅失又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
 - (6) 住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
 - (8) 住宅以外の用途に使用したり、様様替え又は増築を行うときは、承認を得ること。
 - (9) 毎年定められた期日までに、収入の申告を行うこと。
 - (10) 収入超過者となったときは、住宅を明け渡すように努めること。
 - (11) 住宅の明渡しに際し、様様替え等をしているときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。
 - (12) 住宅の明渡しに際しては、検査を受け、市長の選択に従い、住宅の修繕費用を負担すること。
- 4 入居者が負担する費用
 - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用
 - (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水施設の使用又は維持若しくは運営に要する費用
 - (4) 除雪に要する費用
 - (5) 住宅に設置されていないエアコン、ガスコンロ、照明器具等の費用
 - (6) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び構造上重要でない修繕に要する費用
 - (7) 前各号のほか市長の指定する費用
- 5 次の事由により明渡しの請求を受けた場合、速やかに住宅を明け渡すこと。
 - (1) 入居者又は同居者が不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 入居者が家賃を3箇月以上滞納したとき。
 - (3) 入居者又は同居者が住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 入居者又は同居者が正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 入居者又は同居者が法令、条例又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。
 - (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 入居者が条例に基づき市長から高額所得者と認定されたとき。